受託事業等収益	△ 523,379			
寄附金収益	△ 2,490,051			
その他業務収益	△ 62,421			
資産見返運営費交付金等戻入（授業料分）	△ 115,345			
資産見返寄附金戻入	△ 1,837,752			
財務収益	△ 18,232			
財産貸付料収入	△ 572,228			
物品等売払収入	△ 20,291			
その他雑益	△ 192,352			
臨時利益	△ 119,856	△ 51,896,185		
業務費用合計				38,350,974
Ⅱ　損益外減価償却相当額				4,275,920
Ⅲ　損益外減損損失相当額				57,098
Ⅳ　損益外利息費用相当額				9,888
Ⅴ　損益外除売却差額相当額				0
Ⅵ　引当外賞与増加見積額			△	99,957
Ⅶ　引当外退職給付増加見積額			△	29,413
Ⅷ　機会費用				
・国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	55,923			
・政府出資の機会費用	1,054,127			
・無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用	—			1,110,050
Ⅸ　国立大学法人等業務実施コスト				43,674,561

㈱　臨時損失には、過年度減損損失68,314千円は含まれておりません。

注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

当事業年度より、「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（国立大学法人会計基準等検討会議　平成24年１月25日改訂）」及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針（文部科学省　日本公認会計士協会　平成24年３月30日最終改訂）」を適用しています。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しています。

なお、退職一時金については費用進行基準を、総長が指定した事業及びプロジェクト事業については業務達成基準を採用しています。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としていますが、主な資産の耐用年数は次のとおりです。

建物　　８～50年
構築物　　６～75年
機械装置　　２～12年
工具器具備品　２～20年

なお、受託研究収入により購入した償却資産については当該受託研究期間を耐用年数としています。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び特定の除去費用（同基準第89）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しています。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいています。

３．賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与引当金は、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされない教職員への賞与の支払いに備えるため、国立大学法人会計基準第85第１項に基づき、当該教職員に対する賞与支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しています。

また、上記以外の役員及び教職員の賞与については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上していません。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、国立大学法人会計基準第85第２項に基づき、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しています。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金のうち、運営費交付金により財源措置がなされないものについては、教職員の退職給付に備えるため、期末自己都合退職金要支給額に基づき退職給付引当金を計上しています。

また、退職一時金のうち、運営費交付金により財源措置がなされるものについては、退職給付に係る引当金は計上していません。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第86第４項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しています。

５．徴収不能引当金の計上基準

債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権については徴収不能実績率により、徴収不能懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

６．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　満期保有目的債券

償却原価法（利息法）により評価しています。

⑵　その他有価証券

期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しています。

７．たな卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　貯蔵品

最終仕入原価法による原価法により評価しています。

⑵　医薬品及び診療材料

移動平均法による低価法により評価しています。

ただし、当分の間、評価方法は最終仕入原価法によっています。